

環境基準の水域類型の指定(底層溶存酸素量)について



The Knights

2022年9月15日に中央環境審議会水環境・土壌農薬部会が開催され、その中で「底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について(第二次報告案)」が議題として挙がりました。

底層溶存酸素量は、2016年3月に魚介類等の生息に対する直接的な影響を判断できる指標として、生活環境項目環境基準に設定された項目です。

今回の報告案は2022年4月25日から2022年5月24日の期間で行われた意見募集(パブリックコメント)の結果を踏まえて、議題に挙がりました。なお、提出された意見は1件でした。

対象となる水域類型の指定の範囲は、伊勢湾全域(伊勢湾中部及び名古屋港を除く)と伊勢湾中部、名古屋港、大阪湾奥部です。

伊勢湾及び大阪湾奥部において、今後、底層溶存酸素量を評価するための測定地点を設定し、5年程度の測定結果及び達成率の状況を踏まえて、目標とする達成率及び達成期間を決定していくとの事です。

こうした底層溶存酸素量の水域類型の指定等に関する専門的事項の審議に当たっては、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の下に設置された、底層溶存酸素量類型指定専門委員会で行われています。

当社では、河川水等の環境水分析に加え、多くの排水項目の分析についても長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2022年9月15日付 中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会資料](#)

環境検査箇所 武井友宏

当社では毎月メールマガジンを配信しております！

情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。そのような お悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、最新情報や時期的に必要なと思われる情報をメールマガジンにしてお届けしています。ご了承いただければ配信致します。